

チェック☑してください。

簡易な収入（所得）見込額の申立書【家計急変世帯】

○「価格高騰重点支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」と一緒に提出してください。

① 下記のチェック欄（☐）にレを入れてください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

【収入により申し立てる場合】

② 申請書（請求書）の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全員について記入してください。

(フリガナ) 氏名	左記の者が扶養する者の数 ①	令和5年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	任意の1か月で申立てるその年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
					給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1 ○○ ○○	○ 人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦（夫）控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 5年 ○月	収入合計額A+B+C=【D】 ○○,○○○円		○○,○○○円	○○,○○○円	
2		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦（夫）控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 5年 月	収入合計額A+B+C=【D】 円			円	
		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦（夫）控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 5年 月	収入合計額A+B+C=【D】 円			円	
		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦（夫）控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 5年 月	収入合計額A+B+C=【D】 円			円	
		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦（夫）控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 5年 月	収入合計額A+B+C=【D】 円			円	

⑥欄と⑦欄を比較

①欄に扶養する人数（扶養控除等申告書に記載した人数）を記載してください。
②、③、④、⑤各欄をそれぞれ記載してください。
⑦欄に、下記の早見表から、①欄に記載した人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を記載してください。
⑥欄と⑦欄を比較し、⑥欄の額が低ければ給付金の対象です。

（記入上の注意）

- 「左記の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄に記名した者が扶養している親族の数を記入してください。（扶養控除等申告書で届け出している人数を記入してください。）
- 「令和5年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック（☑）してください。
- 「障害者控除等の適用」欄には、該当する控除を受けている場合にチェック（☑）してください。
- 「任意の1か月で申立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月～9月の任意の1か月の年月を記入してください。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年1月～9月の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入【A】の欄	← 給与収入がある場合に記入してください。 ※給与明細書などの収入額がわかる書類を必ず提出してください。
事業収入又は不動産収入【B】の欄	← 事業収入又は不動産収入がある場合は記入してください。 ※帳簿などの収入額がわかる書類を必ず提出してください。
年金収入【C】の欄	← 公的年金収入（非課税除く）がある場合に記入してください。 ※年金額改定通知書、年金振込通知書などの年金支給額がわかる書類を必ず提出してください。

- 「年間収入見込額D×12」欄には、D欄（収入合計額）を1.2倍した金額を記入してください。
- 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。（早見表） ※住民税（均等割）非課税となる年間給与収入の目安

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	97.0万円以下
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	148.0万円以下
配偶者・扶養親族（2名）を扶養している場合	190.4万円以下
配偶者・扶養親族（3名）を扶養している場合	236.0万円以下
配偶者・扶養親族（4名）を扶養している場合	281.6万円以下
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の場合	204.4万円未満

※これを超える場合は、上記の扶養者人数に応じた区分を適用

（所得により申し立てる場合は、裏面を記入してください。）

【所得により申し立てる場合】

③ 申請書（請求書）の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全員について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額	給与所得控除額	事業収入等の経費	公的年金等控除額	年間所得見込額	非課税所得限度額
		⑥	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
1	〇〇 〇〇	〇〇,〇〇〇 円	〇〇,〇〇〇 円			〇〇,〇〇〇 円	〇〇,〇〇〇 円
2						⑪欄と⑫欄を比較	

表面⑥欄「年間収入見込額D×12」を⑥欄に転記してください。
 ⑧～⑩各欄に該当する控除額を記入してください。
 ⑫欄に、下記の早見表から、表面①欄に記載した扶養人数に対応する区分の非課税相当所得限度額を記載してください。
 ⑥－（⑧＋⑨＋⑩）により⑪欄を計算してください。
 ⑪欄と⑫欄を比較し、⑪欄の額が低ければ給付金の対象です。

表面⑥欄「年間収入見込額D×12」の額を転記してください。
 ⑧～⑩各欄に該当する控除額を計算の上、記入してください。

- 表面【A】の給与収入が161.9万円未満のとき → 55万円
- 表面【A】の給与収入が161.9万円以上162.0万円未満のとき → 106.9万円
- 表面【A】の給与収入が162.0万円以上162.2万円未満のとき → 107.0万円
- 表面【A】の給与収入が162.2万円以上162.4万円未満のとき → 107.2万円
- 表面【A】の給与収入が162.4万円以上162.8万円未満のとき → 107.4万円
- 表面【A】の給与収入が162.8万円以上180.0万円未満のとき → 給与収入額×40%－10万円
- 表面【A】の給与収入が180.0万円以上360.0万円未満のとき → 給与収入額×30%＋8万円
- 表面【A】の給与収入が360.0万円以上660.0万円未満のとき → 給与収入額×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」欄は、次のとおり記入してください。

表面【B】の事業収入又は不動産収入に記載がある場合は、その収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
 ※帳簿など上記の経費がわかる書類を提出してください。

⑩「公的年金等控除」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

- (65歳未満の場合) 表面【C】の公的年金等収入 → 控除額
 - 60万円以下 → 公的年金等収入の全額
 - 60万円超130万円以下 → 60万円
 - 130万円超410万円以下 → 公的年金等収入×0.25＋27万5千円
 - 410万円超770万円以下 → 公的年金等収入×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の場合) 表面【C】の公的年金等収入 → 控除額
 - 110万円以下 → 公的年金等収入の全額
 - 110万円超330万円以下 → 110万円
 - 330万円超410万円以下 → 公的年金等収入×0.25＋27万5千円
 - 410万円超770万円以下 → 公的年金等収入×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、記入してください。

⑥年間収入見込額 － (⑧給与所得控除額 ＋ ⑨事業収入等の経費 ＋ ⑩公的年金等控除額)

⑫「非課税所得限度額」欄には、表面①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	42.0万円以下
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	93.0万円以下
配偶者・扶養親族（2名）を扶養している場合	125.0万円以下
配偶者・扶養親族（3名）を扶養している場合	157.0万円以下
配偶者・扶養親族（4名）を扶養している場合	189.0万円以下
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の場合	135.0万円以下

※これを超える場合は、上記の扶養人数に応じた区分を適用